【地域団体商標制度の紹介】※特許庁ＨＰより抜粋

１．商標権とは

商標は、私たちが商品を買ったりサービスを利用したりするときに目印としている、企業のマークや商品等の名前です。そして、商標に信用が積み重なることによって、「信頼がおける」「安心して買える」といったブランドイメージが増していきます。

ところが、このような商標を使った偽物の粗悪品が市場に出回ってしまうと、ブランドイメージの低下にもつながります。

そこで、商標を財産として守るために、商標登録することによって知的財産としての権利を取得することができます。こうして得た権利のことを「商標権」といいます。

２．地域団体商標とは

地域の事業者が協力して、地域特産の農作物などにブランド（例えば、「東京りんご」など）を付けて生産、販売などを行う場合、他人に勝手に使用されるのを防ぐために、商標権を取得することが有効です。

しかし、「東京りんご」というネーミングは、地域名（東京）と商品名（りんご）を合わせただけの単純なネーミングなので、通常の商標としては商標権を取得することは困難です。

そこで、このような「地域名+商品・役務名」の文字から構成される商標でも、一定の条件を満たせば商標登録できるようにしました。この商標を「地域団体商標」といいます。

地域団体商標制度は、平成１８年から導入され、こうした地域ブランドを商標権としてより早くより適切に保護することを可能としました。平成２６年８月１日からは、事業協同組合に加え、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）並びにこれらに相当する外国の法人も、地域団体商標の出願をすることができるようになりました。

３．商標権を取得すると、どんな良いことがあるのか

商標権を取得するためには、特許庁に出願することが必要です。出願すると、特許庁の審査官が、商標登録できるかどうかを審査して、登録できると判断した場合は、登録料の納付により商標権を取得することができます。

商標権を取得すると、登録した商標を日本全国（外国には及びません。）で独占的に使えるようになり、他人がその登録商標と同じ商標や似ている商標を使うことが禁止されます。

したがって、商標登録することにより、自己の商標を安心して使用できることから、大々的にブランド展開を図り、信用と評判を獲得することもできます。さらに、偽物を排除する際にも効力を発揮します。